

○山口県循環型社会形成推進条例施行規則

平成十六年九月十日
山口県規則第六十三号

山口県循環型社会形成推進条例施行規則をここに公布する。

山口県循環型社会形成推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県循環型社会形成推進条例(平成十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(処理業者の処理能力の確認)

第二条 条例第二十六条第一項の規定による確認は、処理業者の条例第三十二条第一項に規定する産業廃棄物処理施設等を実地に調査し、又は当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することにより行わなければならない。

(県外産業廃棄物の処分の届出)

第三条 条例第二十六条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分しようとする処分業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)並びに許可番号
 - 二 県外産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)
 - 三 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地及び名称
 - 四 県外産業廃棄物を処分しようとする産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において予定する処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力
 - 五 県外産業廃棄物を処分しようとする産業廃棄物の処理施設ごとの県外産業廃棄物の種類及び数量の内訳
- 2 条例第二十六条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、県外産業廃棄物処分届(別記第一号様式)を当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。

(平二〇規則八八・全改)

第四条 条例第二十六条の二第三項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 県外産業廃棄物の数量の減少
 - 二 前条第一項第一号に規定する代表者の氏名の変更
- 2 条例第二十六条の二第三項の規定により届出に係る事項の変更をしようとする旨の届出をしようとする者は、県外産業廃棄物処分変更届(別記第二号様式)を当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。

(平二〇規則八八・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入の届出)

第四条の二 条例第二十七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 県外産業廃棄物を排出する事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - 二 県外産業廃棄物を排出する事業場の所在地及び名称並びに当該事業場で営まれている業務の内容
 - 三 県外産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 四 県外産業廃棄物の処分の方法
 - 五 県外産業廃棄物の搬入の開始の日から搬入が終了するまでの期間
 - 六 県外産業廃棄物の運搬を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)並びに当該運搬を行う者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合にはその許可番号
 - 七 県外産業廃棄物の運搬の方法及び経路
 - 八 県外産業廃棄物の処分を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)並びに当該処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合にはその許可番号
 - 九 県外産業廃棄物を処分する産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において予定する処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力
- 2 条例第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、県外産業廃棄物搬入届(別記第二号様式の二)に次に掲げる書類を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。ただし、搬入しようとする県外産業廃棄物が適正に処分されることが見込まれると知事が認める場合は、第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。
- 一 県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - 二 県外産業廃棄物を排出する事業場の排出工程図
 - 三 県外産業廃棄物の運搬又は処分を他の者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約を締結したことを証する書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十七条第一項ただし書の規則で定める重量は、次の各号に掲げる県外産業廃棄物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量とする。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物 ○・五トン
 - 二 前号に掲げるもの以外の産業廃棄物 十トン
(平二〇規則八八・追加)

第四条の三 条例第二十七条第六項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 県外産業廃棄物の数量の減少
 - 二 前条第一項第一号に規定する代表者の氏名の変更
 - 三 前条第一項第五号に規定する期間の短縮
- 2 条例第二十七条第六項の規定により届出に係る事項の変更をしようとする旨の届出をしようとする者は、県外産業廃棄物搬入変更届(別記第二号様式の三)に前条第二項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の処理施設

の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。前条第二項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(平二〇規則八八・追加)

(産業廃棄物の保管の届出)

第五条 条例第二十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 排出事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - 二 保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量
 - 三 保管しようとする産業廃棄物の生じた場所
 - 四 産業廃棄物を保管しようとする場所の面積
 - 五 産業廃棄物の保管の方法
 - 六 産業廃棄物の保管の開始の予定年月日
 - 七 産業廃棄物の処理の計画
- 2 条例第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、産業廃棄物保管届(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の保管場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。
- 一 産業廃棄物の保管場所の付近の見取図
 - 二 産業廃棄物の保管の用に供する施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 三 産業廃棄物の保管場所及び前号に規定する施設について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第六条 条例第二十八条第一項ただし書の規則で定める面積は、三百平方メートルとする。

第七条 条例第二十八条第二項の規定により届出に係る事項に変更があった旨の届出をしようとする者は、産業廃棄物保管変更届(別記第四号様式)に第五条第二項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、当該届出に係る産業廃棄物の保管場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。

2 条例第二十八条第二項の規定により産業廃棄物の保管を廃止した旨の届出をしようとする者は、産業廃棄物保管廃止届(別記第五号様式)を当該届出に係る産業廃棄物の保管場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。

(処理施設の使用停止の届出)

第八条 条例第三十一条第一項の規則で定める期間は、三十日とする。

2 条例第三十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- 二 産業廃棄物の処理施設の種類
- 三 産業廃棄物の処理施設の設置場所
- 四 産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別

管理産業廃棄物保管基準に適合した処理を行うために講ずる措置の内容

- 3 条例第三十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、産業廃棄物処理施設使用停止届(別記第六号様式)を当該届出に係る産業廃棄物の処理施設の設置場所を所管する保健所の長に提出しなければならない。

(処分状況の報告)

第九条 条例第三十三条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 処分業者又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- 二 処分業者にあっては、その受けている許可の種類及び許可番号
- 三 廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る許可番号
- 四 県外産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項
 - イ 県外産業廃棄物を排出した事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)
 - ロ 県外産業廃棄物を排出した事業場の所在地及び名称
 - ハ 県外産業廃棄物を排出した事業者ごとの処分した県外産業廃棄物の種類及び数量
 - ニ 県外産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において行った処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処理能力
 - ホ 県外産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設ごとの処分した県外産業廃棄物の種類及び数量
 - ヘ 県外産業廃棄物を再生した場合にあっては、県外産業廃棄物の種類ごとの再生利用の方法及び数量
 - ト 廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票(以下「産業廃棄物管理票」という。)の交付番号
 - チ 県外産業廃棄物の処分により生じた産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、次に掲げる事項
 - (1) 処分を受託した者(以下「受託者」という。)の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)並びに許可番号
 - (2) 受託者が設置している産業廃棄物の処理施設の設置場所及び当該処理施設において行う処分の方法
 - (3) 当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量
- 五 県外産業廃棄物以外の産業廃棄物の処分に関する次に掲げる事項
 - イ 産業廃棄物を排出した事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)
 - ロ 産業廃棄物を排出した事業場の所在地及び名称
 - ハ 産業廃棄物を排出した事業者ごとの処分した産業廃棄物の種類及び数量
 - ニ 産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設の種類及び設置場所、当該処理施設において行った処分の方法並びに当該方法を用いる場合における当該処理施設の処

理能力

ホ 産業廃棄物を処分した産業廃棄物の処理施設ごとの処分した産業廃棄物の種類及び数量

ヘ 産業廃棄物を再生した場合にあっては、産業廃棄物の種類ごとの再生利用の方法及び数量

ト 産業廃棄物の処分により生じた産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、次に掲げる事項

(1) 受託者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地及び名称)並びに許可番号

(2) 受託者が設置している産業廃棄物の処理施設の設置場所及び当該処理施設において行う処分の方法

(3) 当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量

2 条例第三十三条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間の産業廃棄物の処分の状況に関し、当該期間の末日の属する月の翌月の末日までに、書面により行わなければならない。

一 前年の四月一日からその年の三月三十一までの一年間に処分した県外産業廃棄物の量(以下「年間処分量」という。)が一万トン以上である場合 その年の四月一日から翌年の三月三十一までの一年間(以下「報告年度」という。)をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間

二 年間処分量が千トン以上一万トン未満である場合 報告年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間

三 年間処分量が百トン以上千トン未満である場合 報告年度をその開始の日以後六月ごとに区分した各期間

四 年間処分量が百トン未満である場合 報告年度

3 前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、県外産業廃棄物が適正に処分されたことが見込まれると知事が認める場合は、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 県外産業廃棄物の産業廃棄物管理票の写し(他人から県外産業廃棄物の処分を受託した場合に限る。)

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前二項の規定により知事に提出する書類は、産業廃棄物の処理施設が県内(下関市の区域を除く。)に設置されている場合にあっては、その設置場所を所管する保健所の長を経由して提出しなければならない。

(平二〇規則八八・一部改正)

(身分証明書の様式)

第十条 条例第三十五条第二項の身分を示す証明書は、別記第七号様式による。

(受理書の交付)

第十二条 保健所長は、条例第二十七条第一項又は第六項の規定による届出を受理したときは、受理書(別記第八号様式)を当該届出をした者に交付する。

(平二〇規則八八・一部改正)

(書類の提出部数)

第十二条 条例又はこの規則の規定により知事又は保健所長に提出する書類は、正本一通とする。ただし、第九条第二項の規定により知事に提出する書類は、正副二通とする。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第八八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県循環型社会形成推進条例施行規則第九条の規定は、平成二十一年四月一日以後の産業廃棄物の処分の状況に係る報告について適用し、同日前の産業廃棄物の処分の状況に係る報告については、なお従前の例による。

附 則(令和元年規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第三十一号)

この規則は、令和三年三月十六日から施行する。